

尾鷲市古紙等資源回収活動団体奨励金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自主的に資源回収活動を実施する自治会、子ども会、PTA等の市民団体（以下「団体」という。）に対し、奨励金を交付することにより、市民の資源集団回収活動を奨励し、もって資源の再利用及びごみの減量の促進を図ることを目的とする。

（交付対象団体）

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件に該当する団体で、古紙等資源回収活動団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、その登録を受けたものとする。

（1） 地域住民で構成されるものであること。

（2） 営利を目的としないものであること。

（資源回収品目）

第3条 奨励金の交付対象となる品目は、新聞、雑誌類、段ボール、その他の古紙類とする。

（奨励金の交付額）

第4条 奨励金の交付額は、回収した古紙類1キログラム当たり5円とする。ただし、回収総量に1キログラム未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする団体の代表者は、古紙等資源回収活動団体奨励金交付申請書（様式第2号）に買上業者の買上明細書（様式第3号）及び請求書（様式第4号）を添付し、すみやかに市長に申請しなければならない。

（奨励金の交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、当該団体に対して予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した奨励金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

（2） この要綱に定める規定に違反したとき。

（3） その他不適当と認められる事実があったとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。